

学生納付特例が 簡素化されます



国民年金

学生納付特例を承認された方で、翌年度も引き続き在学予定の場合は、基礎年金番号などの事項を印字したハガキ形式の学生納付特例の申請書が送付され、必要最小限の記載事項を記入するだけで申請が可能となります。

〈問合せ〉
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161

- ①毎年2月下旬までに学生納付特例の承認をされた方で、翌年度以降も引き続き在学予定の方に、3月下旬に社会保険庁から該当される方に対して、ハガキ形式の申請書が送付されます。
※なお、前年度所得があり、承認されている方は納付書も送付されます。
- ②ハガキ形式による申請書による申請を行う場合は、学生であること、または学生であったことを証明する書類（学生証など）を添付する必要はありません。
※在学する学校が変わったときなどは、ハガキ形式の申請書による申請はできません。
- ③5月末時点において、ハガキ形式の申請書が未提出などの理由により学生納付特例の承認がされていない方に対しては、6月上旬に社会保険庁から納付書が送付されます。

従来の申請書による申請も引き続き可能です。

教育委員会だより 親にとつての 「新たなスタート」



4月、子どもは新たな環境で生活をスタートさせます。新しい学校への入学だけではなく、進級することも、子どもにとつては大きな変化です。私たち大人は、仕事でも、近所付き合いでも自分のまわりの人的な環境が全く変わってしまうことはそんなに多いわけではありません。会社の経営者（学級で言えば学級担任）が毎年のように変わるような会社はありませんし、自分以外の家庭（学級で言えばクラスの仲間）が全て引越すような地域はありません。そんな中で、新しい人間関係を作っていくかなくてはならないので、子どもは大変です。でも、実は、それによつて子どもは大きく成長できるのです。

では、そんな時期の子どもを、親としてどう支えていけばいいのでしょうか。この時期の子どもは、新しい環境の中で、自分がまわりからどんなふうに見られているのかが気になったり、自分が頑張ると変に目立ってしまうわいか不安になったり、逆に自分の力以上に過度に頑張り過ぎて疲れてしまったり、心が揺れ動くことが多いものです。そこで大切なのは、子どもの様子に気を配りつつ、親が子どもと同じように右往左往しないことです。子どもの心が揺れているのに、親も同じように不安定になっては、子どもはもっと不安を募らせることとなります。多くの場合、子どもはどうすればいいのかわ自分で考えていくことができます。でも、不安だから、自分の考えを聞いて欲しいのです。だから、親は、その子どもの話をじっくり聞いてあげること。そして、「そんなふう考えていたんだね」「そんな不安があったんだね。その気持ち、お母さんもよくわかるよ」と、共感的に受けとめてあげること。その上で、「それで、自分はどうしたいと思ってるの？」と、聞いてあげること。そして、最後に「応援してるからね」とエールを贈ってあげてください。